

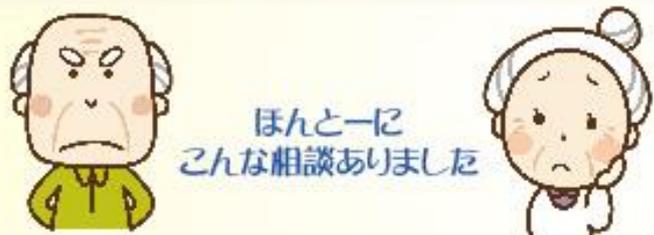
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.52

発行：東濃西部広域行政事務組合

ガスの小売り全面自由化(H29.4.1～)

大きな変更点は、都市ガスの小売り事業が自由化され、事業への新規参入が可能になり、消費者が自由に契約先を選ぶことができるようになったことです。先に行われた電力自由化の際、自由化に便乗したトラブルによる相談が増えました。今回も同じような事態が予想されます。まず自分の現在の契約内容を必ず確認しましょう。ガスの種類には都市ガス、LP ガスなどがあり、供給形態が違います。いずれのガスを利用しようかと、契約変更が本当に必要か、メリットがあるのかなど、よく検討して判断しましょう。ガスの自由化を理由に契約の変更をせまったり、機器の購入を強要する事業者には、注意が必要です。



ほんとーに
こんな相談ありました

SNSのメッセージで、知り合いらしき人から連絡がきた。誰かであるか確認すると、相手から「友人と勘違いしてしまっただが、これを機に友達になりませんか」と返信がきた。軽い気持ちで了承すると、相手は長期入院中で、秘密の話し相手になってくれたらお礼にお金をくれるという。

この後、秘密の別アカウントで話をしたいとか、個人持ちのスマホで話すためなどの理由を付け、チャットサイトでのやり取りへと誘導されます。課金が必要となるやり取りが始まり、課金した分は後で返すとか、会いたいから個人情報をやり取りできる特別会員なる必要があるなどといわれ、課金を繰り返しますが、事は進みません。このように、近頃の出会い系商法はSNSから始まる事例が増えています。

1月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■	31件
訪問販売	■■	2件
訪問購入	0	0件
通信販売	■■■■■■■■■■	36件
連鎖販売	0	0件
電話勧誘	■■■■■	6件
送り付け商法	0	0件
無店舗販売	0	0件
不明・無関係	■■■■■■■	8件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。 時間/10:00～16:00 相談料/無料 相談/原則予約制 予約/相談を受けたい窓口 ※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111
火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業